

# リテール決済と決済インフラの課題



帝京大学経済学部教授

慶應義塾大学経済学部非常勤講師・博士（経済学） 宿輪 純一

## ～要旨～

フィンテックを始めとしたリテール決済インフラの改革は喧しい。また金融行政方針に従って、銀行は大きな改革が迫られている。

日本の決済システムにおいて中核をなす「日銀ネット」の改革は2016年に一旦完了している。振込などリテール決済を担う「全銀システム」はすでに“世界最高峰”のレベルであるが、さらに今年10月には365日24時間振込が可能になる。

今回のフィンテックといわれる動きは“性質”が少し違う。今回はIT系の企業が金融に参加してきた形で、発想が違うのである。

筆者はフィンテックを金融業務、付帯業務、仮想通貨に分けて分析している。仮想通貨は、「改正資金決済法」によって、「財産的価値」と定義し「モノ」ということが確認された。健全化のために「仮想通貨取引所」は登録制となった。

最終的には、銀行は決済など事務の確堅性と、組織と人が持つ真面目さこそが最終的な価値ではないか。たとえば、公共機関の事務代行をすべきで、2万の支店がある「ゆうちょ銀行（郵便局）」こそ最適である。

フィンテックを始めとして、リテール決済インフラの改革が喧しい。さらには銀行そのものが金融庁から提示された金融行政方針に従って、抜本的な生存をかけた改革が迫られている。そのような状況下、リテール決済と決済システムの課題を考察してみたい。

## 1 本邦の決済システムの構成と改革

日本の金融を支える「決済インフラ」<sup>1)</sup>の根幹を支える決済システムは、以下の様な5大決済システムから成り立っている。基本的に銀行（金融機関）間のシステムとなっており、一般の企業

や個人は参加することはできない。参加するには、基本的には銀行免許等が必要となっている。（銀行間ネットワーク型）

- ① 日銀ネット（日本銀行が運営：銀行間の決済）
- ② 全銀システム（全銀協が運営：リテール・企業の振込）
- ③ 外為円決済システム（全銀協が運営：外為関係決済）  
（手形小切手型）
- ④ 手形交換制度（手形や小切手の決済）
- ⑤ 電子債権記録機関（でんさいネットのようないわゆる電子手形の決済）

資金決済においては、日本の金融決済の中核の日本銀行では即時決済、全銀システムはベースではネット決済（決まった時点で差額決済）<sup>2)</sup>を行っている。

その他、金融機関の決済関係のシステムでは、証券決済システムとして、日銀ネット（国債系）や証券保管振替機構、清算システムとして、日本証券クリアリング機構や保振クリアリング、そして、金融先物を始めとした金融商品の決済システムがあるが、本稿では割愛する<sup>3)</sup>。

## 2 決済システムの改革の状況

大規模な日本の決済システム改革は一段落している。日本の決済の根幹をなす日本銀行の決済システム「日銀ネット」の改革は2016年にひとまず完了している。

現在のリテールのメインの決済システムは「全銀システム」である。金融機関間を繋げ、リテール（個人間）や企業の振込は、この決済システムが行っている。一部、誤解している（やや海外びいきの）専門家もいて、日本の「決済システム」を基盤とした「決済インフラ」は遅れているというが、そんなことは決してない。

実際、個人間の振込は他行であったとしても、ほぼ瞬時に入り、個人はすぐにその代金を引き出せる。しかも、金融機関に口座を持ち、給与振込などの一定の条件を満たしていれば、月に5件程度振込が無料になっている。このような決済インフラは他の国にはまずない。すでに“世界最高峰”のレベルなのである。しかも、10月9日から365日24時間決済が可能になるのである。

上記「5大決済システム」のうち、外為円決済システムは2008年に一本一本すべての決済を日銀ネットに移行させる形に更改した。これにより、決済システムの役割は実質的に終了した。

日本も以前は発展途上国（新興国）であって、貿易や資金の対外的な取引を管理した<sup>4)</sup>。先進国となって、そのような管理をしなくなり役割が低下したともいえる。

### (1) 全銀システム 365日 24時間決済開始

2018年10月にこの「全銀システム」が365日24時間振込が可能になる。この部分を全銀協では「モアタイムシステム」<sup>5)</sup>と呼ぶ。全銀システム参加行のうち、外国銀行およびネット銀行以外は基本的には参加することになり、約8割の102行の参加からスタートする。さらに接続時期については各金融機関の事情によって選べる。

この365日24時間の決済については、公共投資的に導入がすすめられ、金融業界としてのインフラ投資という感があった。実際、深夜に振り込みをする個人がどれだけいるのだろうか（ニーズがあるのだろうか）。金融機関の経営環境が厳しい中、無駄な投資にならないことを切に祈る。

この1年後に2019年11月に「第7次全銀システム改革」が行われ、新しいシステムがリリースされる。今回は大きな機能の変更はない。実は、このモアタイムシステムは第7次全銀システムの一部としてリリースされる。

### (2) EDI対応システムの開発

企業対応のためではあるが、全銀協はEDI（Electronic Data Interchange：電子データ交換）対応のシステムとしての金融・ITネットワークシステム「全銀EDIシステム」を2019年12月にリリースする予定となっている。そもそもEDIは企業間での商取引のためのデータをやり取りすることを決済データとリンクさせることが検討されていた。

しかし、これも誤解があるようである。決済というものは「済」を「決」める訳で、商取引の最終段階である。そこで、商取引のデータのやり取りが必要にならない。必要なのは、消込用のリファレンスナンバー等である。

しかも、現在の全銀システムにも、データを送る機能があるが使われない。このシステムも、金融機関の経営環境が厳しい中、無駄な投資にならないことを切に祈る。さらにいえば、そのデータが英語や日本語とは限らない。マネーロンダリング(犯罪)的なものである可能性もある。

EDIはそもそもリテールではなく、法人取引の分野である。EDI対応の根本的な考え方は、商取引の当初から入っていくことが大事であり、最後の決済では遅すぎる。その点で、手形の電子化ともいえる「電子記録債権」(手形割引のような取引)や、売掛債権の「ファクタリング」、そして受注からファイナンスが可能になる「POファイナンス」<sup>6)</sup>の方がそもそもの企業の商取引に参加されることができてEDIの発展に貢献出来ると考えている<sup>7)</sup>。

### 3 フィンテックへの対応の考え方

フィンテック(Fintech)<sup>8)</sup>についてのニュース自体も、毎日喧しい。フィンテックとは Finance と Technology の合成語である。金融機関は常にIT化を進めてきたが、今回のFintechは性質が少し違う。今までは金融機関がITを取り込んできたが、今回は、逆に、IT系の企業が金融に参加してきたのである。したがって、発想というか、考え方が違う。

送金はEメールの様に送付したら実施されたことになる。その後、清算するという考え方はない。クラウドの融資(レンディングや逆サイドのボロウイング)でも、アマゾンのように、ウェブサイトを開きました、お越しく下さい、

といった、ウェブの世界の考え方がベースとなっている。それは銀行の考え方とは明らかに違う。

#### (1) フィンテックの分類と分析

筆者は金融業務、付帯業務、仮想通貨の3つに分類している。それぞれについて、日本の市場をベースとして解説しよう。

##### ① 金融業務

銀行法等に基づき、銀行など金融機関が本来業務として行っているもので、決済(振込:送金)と融資が主たる業務となる。この分野については、フィンテックが日本において発展することは困難であると考えられる。

決済については、振込は先にも書いたが、リテール分野で、世界最高峰のレベルで条件が満たせば無料で対応できる。しかも、クレジットカードが十分に普及しており、しかも、現金決済比率が高いという特徴がある。要は、参入できる余地がないのである。

特に決済分野のフィンテックが発達するのは、中国、インド、ケニアにしても、そもそもの金融インフラが存在しない、あるいはレベルが低い国である。

さらにいえば、リテール決済分野で対応しようとしている案件に、携帯電話番号送金がある。携帯電話の番号で振込が可能になるというものである。確かに日本でも便利になろう。しかし、この発想は金融インフラとしての銀行制度が十分に発展していないことが背景にある。

現在の世界(地球)の人口は約73億人いるが、銀行口座を保有していない人口が約20億人もいるのである。この金融インフラの状況(レベル)という問題が、フィンテック発展の重要なカギとなる。

クラウドでの融資(レンディング・ボロウイ

ング)にしても、同様である。日本の金融機関は、反社会勢力、マネーロンダリングなどの対応のため、本人確認を行うなど厳格な対応をしている。その分野の対応は銀行ほどなされていないといわれている。そのため、貸す方、借りる方も大きいリスクがあるのである。

## ② 付帯業務

これは本来の銀行業務以外の分野で、具体的には、預金管理、資産運用（ロボアドバイザー）、会計処理、セキュリティなどの分野で、基本的には、銀行法に定められた銀行業務に付帯的に行われるものなどで、付加価値を上げることになる。

この分野は、銀行の本来業務とバッティングしないために、独自の発展を遂げることになると期待している。

## ③ 仮想通貨

フィンテックには、ビットコインなどの仮想通貨も入れることが多い。現在は、世界中で1,000種類程度あるといわれている。

そもそも仮想通貨とは、問題のある名称と考えている。そもそも「通貨」とは、法的“通”用性のある“貨”幣のことであり、円やドルなど、その国に一つしかない。なお、「貨幣」とは一般的なおカネ（全般）を指す。

日本では2017年4月に施行された「改正資金決済法」によって、ビットコインなどの仮想通貨を「財産的価値」と定義した。これは、もちろん通貨でも、貨幣でもなく、金融商品でもなく、「モノ」ということが確認された。金融商品ではないため、金融機関での取り扱いはできない。金融商品取扱法による顧客の保護もできない。税金についても利益と損失の相殺は出来ない。

プリペイドカードなどと同じ支払手段にも使えるとしたので、7月から消費税が掛からなくなった。主要7カ国(G7)でビットコインに筋を通しきちんと消費税を課していたのは日本だけであった。これは通貨として認めたわけではなく、異例の処置であるが、G7がそのようにしていたのでそれに合わせたということである。

健全化のために「仮想通貨取引所（仮想通貨取引業者）」は登録制となり、登録猶予期間も9月末に終了した。4月には約40業者があったが、12月現在、関東財務局管轄で12業者、近畿財務局管轄で3業者、合計15業者が登録されている。一方、詐欺事件が幾つも発生し、殺人事件までも発生した。もちろん逮捕者も出ている。警視庁を始め警察は警戒を強めている。

## (2) 当局のフィンテックの対応方針

上記のフィンテックであるが、日本の金融当局（金融庁・日本銀行）を中心とした当局は基本的には推進する姿勢を取っている。

しかし、仮想通貨については、当局は日本円を発行しているため、推進する方向ではない。各公的書面でも、仮想通貨とは書かず、その基本構造である「ブロックチェーン」という用語を主として使っている。

仮想通貨については、支払手段に使えるとしているが、日本では投機目的が95%を超えている。当局には消費者保護の観点を重視して頂きたいが、金融商品取扱法の対象にならないため、課題となっている。

ビットコインなどの仮想通貨については、取扱業者は登録制として対応しているが、ビットコインは2017年に20倍とバブル的な上昇をし、今後の乱高下も懸念されている。現在、ビットコインの取扱（対価）は、日本円41%、米ドル38%、韓国ウォン16%、その他5%となって

いる。そのため、ビットコインの暴落時には、公的な介入がなされることはなく、日本の株式を始めとした金融市場には少なからぬ影響があることが懸念される。

### (3) 現金の電子化の流れ

日本は世界的に見て、先進国の中でも現金（紙幣と硬貨）が支払手段に使われている。この現金を「電子マネー」に移行する流れが続いている。

それはマネーロンダリングや脱税の防止、そして金融政策の効果アップの為、現金、特に高額紙幣の廃止が世界各国でスタートしている。最近でも新興国のインドで実施された。

現在、早速、欧州の500ユーロ紙幣の廃止が決まった。今後、100ユーロも検討されている。今後、日本の1万円の廃止も検討されている。そのようにして、おカネの電子化（電子マネー化）が進むことが考えられる。

しかも、マネーロンダリングの対応のために、プリペイドカードを購入するときにも本人確認が必要となる予定となる。

### (4) 当局のフィンテックのモデル

どうも日本の金融当局がそのモデル（目標）として置いているのは、「中国」のようである。中国は金融インフラ、特に決済インフラにおいても新興国であった。そのため、「スマホ」を中心としたフィンテックをベースとした決済インフラが発展している。

中国の銀行システムにおける決済インフラでは、まず「銀聯カード」（銀行協会カード）があり、これが60億枚発行されている。日本でも中国旅行客の増加<sup>9)</sup>により、デパートを始めとして多数の店舗でも対応が可能になっている。

最近では、アリババが行っているアリペイ（約5億）、テンセントが行っているウィーチャット

ペイ（約7億）が、個人（リテール）のメインの決済インフラとなっている。それは、都市部の中国人は財布を持たないほどである。その決済情報を活用してAIで信用レベルを判断するなど、さまざまに活用されている。日本ではその金融と決済のインフラのレベルが違うので、そのまま取り込んで聞くのは難しい。強いて言えば、多数の中国人観光客のニーズによって日本の商店が対応し始めるというプロセスとなろう。

## 4 金融庁による金融行政方針

2017年11月に、金融庁から銀行等を含めた金融機関を対象とした行政方針が発表された。趣旨は大きく言って以下の2つである。

- ① 統合等の念頭に置いた徹底したリストラ
- ② 企業・産業の育成による日本経済の成長

このうち、①においては、少子高齢化による人口減少、特に地方経済の沈下、そして、日本銀行の金融政策によるマイナス金利の導入と長期化によって金融機関の収益性は著しく低下し、その約半数は営業赤字とまで言われている。

その中で、メガバンクも含め大規模な人員削減、地銀を中心として統合も推進されている。（公正取引委員会によって統合が無期延期になっている事例もあるが）

人員とコストの大幅削減は避けがたい事態になっている。筆者がメガバンクに入行した87年から30年あまり常に事務改革が行われてきた。しかし、今回は根本思想から転換させるものである。

日本の銀行はトラブルの対応などで常に100%を目指す経営が行われてきたがもう無理である。たとえば、ATMの運営であるが、機械はどうしても壊れるときがあるし、システムがダウンすることがある。海外駐在もしてきたが、ATMの完全稼働を求められているのは日本だ

けではないか。海外では、大概、ATM コーナーでは止まっている ATM があるのが通常の光景である。

さらに、事務については大幅な改革（軽減）が求められている。ペーパーレス化はもちろん事務プロセスの簡略化が必要になってくる。AI の導入によって当初より顧客を仕分けし対応するなどが実施されよう。AI というものは 100% 完璧な対応はできないものである。

② 企業・産業の育成による日本経済の成長については、日本銀行金融機構局に金融高度化センターを中心として行っている。

## 5 銀行に最後に残る強味

さらに、突き詰めて考えてみると、金融機関、特に銀行の“価値”とは、事務の確堅性と、組織と人が持つ真面目さではないか。これが銀行の最後のよりどころとなっている。金融業の基本的な構造は「代行業」である。その点で、真面目な事務こそ最後に残される強味ではないか。

この点で、銀行はその支店で公的機関の事務代行を受託するのはいかがか。公的な書面を受け取るときにも、コンビニよりも安心できるということもあるのではないか。

特に津々浦々に 2 万の支店がある「ゆうちょ銀行（郵便局）」こそ、その人材等を生かすためにも最適ではないか。

### 【注】

- 1) 決済インフラについては、弊書『決済インフラ入門』（東洋経済新報社）ご参照。
- 2) この点が、ブロックチェーンの仕組みが、一般的な決済に使えない理由である。一度ブロックに組んでしまったものを、再びバラバラにして、ネット決済に再度、回すことはあり得ない。実際、日本では、資金決済システムや証券決済システムに

使う予定はない。

- 3) これらの決済システムについては、弊書『決済インフラ入門』（東洋経済新報社）ご参照。
- 4) 現在、中国は役割別、特に対外的な決済システムを別に運営している。
- 5) 業務時間などでよく使われる用語の「コアタイム」以外の拡張した時間ということで「モアタイム」という。日本銀行は違う用語を検討中である。
- 6) TRANZAX（株）グループの（株）Dansai サービスが電子債権記録機関を行っている。全銀協の「でんさいネット」や 3メガバンクに続き、第 5 番目の電子記録債権として認可されている。
- 7) まさに、「地に足がついたフィンテック」である。
- 8) NHK 解説番組『視点論点』（フィンテックで決済は変わるのか）他で解説してきている内容。
- 9) 2017 年では推定で 750 万人も来日している。4 年で 3 倍にもなっている。

---

しゅくわ じゅんいち

1963 年東京都生まれ。麻布高校・慶應義塾大学経済学部卒業。富士銀行入行後、1998 年に三和銀行に転職。2006 年に合併により三菱東京 UFJ 銀行、企画部経済調査室などに勤務。

15 年より帝京大学経済学部経済学科教授（現職）就任。03 年より東京大学大学院、早稲田大学などで非常勤講師を兼務。現在、慶應義塾大学経済学部非常勤講師。

【専門】

マクロ経済・国際金融・決済。財務省・金融庁・経済産業省や全国銀行協会などの経済・金融関係委員会に参加。06 年より公開講義『宿輪ゼミ』主催（会員 1 万 2 千人超）。映画評論家。

【著書】

『通貨経済学入門（第 2 版）』日本経済新聞出版社  
 『アジア金融システムの経済学』日本経済新聞出版社  
 『決済インフラ入門』東洋経済新報社  
 『ローマの休日とユーロの謎』東洋経済新報社 など多数。  
 現在の連載は、東洋経済オンライン、講談社現代ビジネスオンライン、ハフィントンポスト等。  
 文化放送「The News Masters TOKYO」火曜日レギュラー・コメンテーター。

---